

バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱

平成23年4月1日22環第286号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年3月31日閣議決定）において示された国産のバイオマス由来輸送用燃料（以下「バイオ燃料」という。）の利用促進を図るため、具体的な道筋を示す必要があるが、我が国においては小規模な実証試験の段階にとどまっており、実用化に向けたモデルを示すことが第一の課題となっている。

このため、農村の地域資源等を活用して、国民生活の向上と農村の振興を図るとともに、我が国における国産バイオ燃料の実用化の可能性を示すことを目的とし、輸送用の石油燃料に代替又は混合可能な燃料として導入が見込まれるバイオエタノール（てん菜等の糖質、コメ等のデンプン質、木質系のセルロース等のバイオマスを原料に、糖化、発酵、蒸留して製造されるエタノールをいう。以下同じ。）を対象に、原料の調達から燃料の供給まで、地域の関係者が一体となった取組を支援するとともに、これらの取組成果を活用し国産バイオ燃料の普及推進を図るため、技術情報の取りまとめ等を支援する。

第2 事業内容等

- 1 本事業の種類及び内容、事業実施主体、採択要件並びに交付率は、別表に掲げるとおりとし、事業の実施方法については、別紙1及び別紙2のとおりとする。
- 2 別表の1の事業は、第1の趣旨を踏まえ、別に定めるところにより、事業終了時に達成すべき具体的な目標を設定するものとする。

第3 事業実施期間

事業実施期間は単年度とする。

第4 推進指導

国は、事業の円滑な推進を図るため、農林水産省本省及び地域協議会の事務局が所在する都道府県を所管する地方農政局（北海道にあっては農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）における推進指導體制を整備するとともに、地域協議会の属する都道府県、関係市町村、農業者団体、実需者団体その他関係機関と密接な連携を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

第5 その他

本事業の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）が別に定めるところによるものとする。

- 附 則
- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
 - 2 バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第1956号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
 - 3 バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第1956号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施される要綱別表の1の事業の平成23年度以降に行う事業の評価等については、本要綱により実施するものとする。
 - 4 バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第1956号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成22年度以前に採択された要綱別表の1の事業のうち平成23年度以降も継続して実施する事業については、本要綱により実施するものとする。
 - 5 バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第1956号農林水産事務次官依命通知）の要綱別表の1の事業について、同要綱第4の4の（2）に基づき地方農政局長に提出された平成23年度事業実施計画については、本要綱の制定に伴い、本要綱別紙1の第1の4の（2）に基づき提出されたものと見なす。

（要綱別紙一覧）

別紙1 バイオエタノール混合ガソリン事業の実施方法

別紙2 バイオエタノール技術評価検討事業の実施方法

別紙1 バイオエタノール混合ガソリン事業の実施方法

第1 事業実施手続

1 地域協議会

本事業を実施しようとする者は、別に定めるところにより、地域協議会を設置するものとする。

2 地域計画

(1) 地域協議会は、別に定めるところにより、事業終了時に達成すべき具体的な事業目標を設定した地域計画を作成し、大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）に提出するものとする。

(2) 環境バイオマス政策課長は、(1)により提出された地域計画を審査の上、別表の採択要件に適合し、かつ、本事業を実施させることが適当であると認められるときは、当該地域計画を承認してその旨を地域協議会に通知するものとする。

(3) 環境バイオマス政策課長は、(2)の承認に当たっては、学識経験者等の意見を聴取するとともに、関係部局の長に協議するものとする。

3 地域計画の変更

(1) 地域協議会は、別に定めるところにより、地域計画の重要な部分の変更を行おうとする場合には、地域協議会の事務局が所在する都道府県を所管する地方農政局長を経由して環境バイオマス政策課長に申請し、その承認を受けるものとする。

(2) 環境バイオマス政策課長は、(1)の承認に当たっては、原則として学識経験者等の意見を聴取するとともに、関係部局の長に協議するものとする。

4 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、環境バイオマス政策課長により承認された地域計画に基づき本事業を実施しなければならない。

(2) 事業実施主体は、地域計画の達成のため、別に定めるところにより、毎年度の事業実施内容等を定めた事業実施計画を作成し、地域協議会を経由して地方農政局長に提出しなければならない。

(3) 地方農政局長は、(2)により提出された事業実施計画を審査し、必要に応じて指導及び調整を行った上で、事業実施計画を承認した場合は、地域協議会を経由して事業実施主体に通知するものとする。

5 事業実施計画の変更

補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）の交付を受けた事業実施主体は、目標の達成に資する場合には、補助金等の額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができる。ただし、別に定める場合にあつては、地域協議会を経由して地方農政局長に申請し、その承認を受けなければならない。

第2 事業の実施方針

1 事業実施主体は、補助金等に係る予算の適正な執行に努めるものとする。

2 事業実施主体は、可能な限り安価な原料の調達に努めるものとする。

3 事業実施主体は、石油価格変動等の外部要因に対して、自ら適切に対処するよう努めるものとする。

- 4 別表の1の(3)の技術実証については、政策目標を国民に分かる形で明確に設定し、目標達成のために弾力的かつ効果的に予算を執行し、目標の達成状況を厳しく評価するという「成果重視事業」の枠組みの中で、適切な評価を行いながら、複数年にわたり計画的に新技術の導入・開発等を行い、バイオエタノールの製造効率等の向上を図るべく、実施するものとする。

第3 助成

国は、予算の範囲内で、本事業を実施するため必要となる経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第4 事業の評価等

1 事業の評価

- (1) 地域協議会は、毎年度、事業の進ちよく状況、事業終了時に目標が達成される見込み、原料の調達価格等について自ら評価を行い、その結果を地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1)の報告があったときは、事業の進ちよく状況等を確認した上で、環境バイオマス政策課長に報告するものとする。
- (3) 環境バイオマス政策課長は、(2)の報告があったときは、学識経験者等の意見を聴取しつつ、事業の進ちよく状況等の検証を行うこととし、必要に応じて地域協議会に対する指導等の措置を講ずるものとする。
- (4) 環境バイオマス政策課長は、(3)を実施するにあたり、要綱別表の2に定める事業の事業実施主体として採択された民間団体（以下「民間評価検討団体」という。）に、事業の進ちよく状況等の検証を行うための委員会（以下「アドバイザリー委員会」という）の運営を実施させるものとする。

2 改善措置

- (1) 地域協議会は、1の評価の結果、事業終了時に目標を達成することが困難であると判断する場合には、その要因及び目標の達成に向けた方策等を検討し、地方農政局長を經由して環境バイオマス政策課長に報告するものとする。
- (2) 環境バイオマス政策課長は、(1)の報告があったときは、目標の達成に向けて、地域協議会に対する指導等の措置を講ずるものとする。

3 適正な執行の確保

国は、1の評価の結果を、次年度以降の適正な事業の執行及び補助金等の配分に反映させるものとする。

4 目標の達成が困難な場合の措置

- (1) 環境バイオマス政策課長は、事業実施期間内において、2の措置を講じてもなお目標の達成が困難であると認められる場合には、計画の見直し又は事業の中止を命じることができる。
- (2) 環境バイオマス政策課長は、事業実施主体の故意又は重大な過失により、目標が達成されていないと認められる場合には、学識経験者等の意見を聴取した上で、事業実施計画の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合、環境バイオマス政策課長は、当該取消しに係る部分に関し、既に補

助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

5 事業終了後の報告

地域協議会は、本事業が終了した年度の翌年度以降、5か年度にわたり、毎年度、本事業の成果によるバイオ燃料の製造等の状況を、別に定めるところにより、地方農政局長を経由して環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

第5 収益納付

- 1 技術実証を行う事業実施主体は、別に定めるところにより、本事業の実施に係る収支の状況を報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1の報告に基づき、本事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認める場合には、別に定めるところにより、事業実施主体に対して、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができるものとする。

別紙2 バイオエタノール技術評価検討事業の実施方法

第1 事業実施手続

1 業務提案書

- (1) バイオエタノール技術評価検討事業（以下「技術評価検討事業」という）を実施しようとする者は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、事業実施に当たっての具体的な事業内容、実施方法等を記載した業務提案書を作成し、環境バイオマス政策課長に申請するものとする。
- (2) 環境バイオマス政策課長は、(1)により申請のあった業務提案書を審査の上、別表の採択要件を満たし、かつ、技術評価検討事業を実施させることが適当であると認められるときは、当該業務提案書を承認し、その旨を通知するものとする。
- (3) 環境バイオマス政策課長が別に定める業務提案書の重要な変更については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

2 業務実施計画

- (1) 民間評価検討団体は、業務提案書の内容を達成するため、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、当該年度の事業実施に係る内容等を記載した業務実施計画を作成し、環境バイオマス政策課長に申請しなければならない。
- (2) 環境バイオマス政策課長は、(1)により申請のあった業務実施計画を審査し、必要に応じて指導又は調整を行った上で、当該業務実施計画を承認し、その旨を民間評価検討団体に通知するものとする。
- (3) 環境バイオマス政策課長が別に定める業務実施計画の重要な変更については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

第2 助成

国は、予算の範囲内で、本事業を実施するため必要となる経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。

第3 技術実証成果の評価検討等

(1) アドバイザリー委員会の運営

要綱別紙1の第4の1の(4)に基づいて委員会を運営し、事業の進捗よく状況等の検証を行い、環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

(2) 技術実証成果の評価検討

民間評価検討団体は、別表の1に定める事業について、実証成果及び今後の展望等について取りまとめ、環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

取りまとめにあたっては、学識経験者等の意見を聴取するものとする。

第4 事業実施状況の報告

民間評価検討団体は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、技術評価検討事業の実施状況を環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

第5 その他

民間評価検討団体は、技術評価検討事業を実施するにあたって、バイオエタノール混合ガソリン事業が円滑かつ適正に実施されるよう配慮するものとする。

また、技術評価検討事業を実施するにあたって知り得た情報は、環境バイオマス政策課長の許可を得ることなしに、無断で使用してはならないものとする。

要綱別表

事業の種類及び内容	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 バイオエタノール混合ガソリン事業</p> <p>(1) 施設整備 事業目標の達成に必要な次に掲げる施設の整備を行う。</p> <p>① バイオエタノール製造施設 ② バイオ燃料混合施設 ③ バイオ燃料供給施設 ④ その他一体的に必要な施設</p> <p>(2) 地域協議会の運営</p> <p>(3) 技術実証 バイオエタノールの製造効率等を向上させる技術の実証を行う。</p> <p>①製造実証 ア 製造技術の信頼性を確保するために行うプラントの継続運転及び新技術の開発・導入等 イ 効率的なバイオマス原料の収集輸送システムを確立させるために行う収集輸送及び新技術の開発・導入等 ウ 製造過程で発生する副産物を高度利用するための新技術の開発・導入等</p> <p>②品質実証 バイオ燃料の品質を確保するために行う製品輸送及び新技術の開発・導入等</p>	<p>民間企業 農林漁業者の組織する団体 公社 第3セクター 消費生活協同組合 地域協議会 環境バイオマス政策課長が適当と認める者</p>	<p>次に掲げる事項をすべて満たさなければならない。</p> <p>1 原則として、農村の地域資源等を活用して、国民生活の向上と農村の振興を図るとともに、我が国における国産バイオマス輸送用燃料の実用化の可能性を示す取組であること。</p> <p>2 事業実施主体としての適格性があること。</p> <p>3 業務内容及び実施方法が妥当であること。</p> <p>4 関係法令の許認可の解決が見込まれること。</p>	<p>(1) 定額(1/2以内) (2) 定額 (3) 定額</p>
<p>2 バイオエタノール技術評価検討事業</p> <p>1に掲げるバイオエタノール混合ガソリン事業について、技術実証成果の評価及び取りまとめを行う。</p> <p>(1) アドバイザリー委員会の運営 要綱別紙1の第4の1の(4)に基づいてアドバイザリー委員会を運営する。</p> <p>(2) 技術実証成果の評価検討 要綱別紙2の第3の(2)に基づいて技術実証成果の評価検討を行う。</p>	<p>民間事業者 環境バイオマス政策課長が適当と認める者</p>	<p>バイオエタノール技術評価検討事業の採択に当たっては、要綱別紙2の第1の1の業務提案書の内容が次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。</p> <p>1 農業及び農村振興に関する知見、バイオマスの利活用に関する知見等を有し、バイオエタノール技術評価検討事業の実施に当たっての適格性があると認められること。</p> <p>2 事業内容及び実施方法が妥当であること。</p>	<p>定額</p>